

政策会議付議事案書 (令和2年4月21日)

提案課名 財政課 戸籍住民課

報告者名 岩淵哲朗 原田真智子

<p>事案名</p>	<p>秦野市手数料条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: right;">有</p> <p>資料</p> <p style="text-align: center;">無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」という。)が、マイナンバーカードの更なる取得促進を目的として一部改正されたことにより、個人番号を知らせるための通知カードを交付しなくなることに伴い、その再交付手数料に関する規定が不要となるため、秦野市手数料条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>(1) 令和元年5月31日  マイナンバー法の一部改正を含む「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の公布に伴い、通知カード(マイナンバーを証明する書類として使用することができる)が廃止されることとなり、マイナンバーカードの更なる取得促進が図られることとなった。また、同日付けの通知(総行住第19号)により、個人番号の通知を通知カードによらずに行うものとする規定の施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされた。</p> <p>(2) 令和2年2月26日  「通知カード廃止後のマイナンバーカードの通知方法等(案)について(総務省自治行政局)」により、政令で定める日が本年5月25日頃であること、施行日以後におけるマイナンバーの通知は個人番号通知書(マイナンバーを証明する書類として使用することができない)により行うこと等が通知された。</p> <p>2 検討結果  マイナンバー法の一部改正の施行日以後は、通知カードを交付しなくなることから、再交付手数料に係る事務は発生せず、市民生活に影響は及ばない。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市手数料条例の一部を改正し、通知カードの再交付手数料(1枚につき500円)に関する規定を削除すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>1 令和2年6月4日 令和2年6月第2回市議会定例会に条例改正議案を提出  2 令和2年6月下旬 公布の日に改正条例を施行</p>	

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知を通知カードによらずに行うものとされたことに伴い、その再交付手数料を廃止するため、改正するものであります。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6項を次のように改める。

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係手数料

個人番号カードの再交付手数料（次に掲げる理由による再交付を除く。）

1枚につき 800円

- (1) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。
- (2) 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。
- (3) 国外転出により個人番号カードを返納したこと。
- (4) 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納したこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1－5（略）</p> <p>6 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係手数料</u></p> <p><u>個人番号カードの再交付手数料（次に掲げる理由による再交付を除く。） 1枚につき 800円</u></p> <p><u>(1) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。</u></p> <p><u>(2) 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p><u>(3) 国外転出により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p><u>(4) 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p>7－12（略）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1－5（略）</p> <p>6 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係手数料</u></p> <p><u>(1) 通知カードの再交付手数料（追記欄の余白がなくなったとき又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外転出により返納したときの再交付を除く。） 1枚につき 500円</u></p> <p><u>(2) 個人番号カードの再交付手数料（次に掲げる理由による再交付を除く。） 1枚につき 800円</u></p> <p><u>ア 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。</u></p> <p><u>イ 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p><u>ウ 国外転出により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p><u>エ 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納したこと。</u></p> <p>7－12（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

マイナンバーカードについては、国民の利便性の向上及び行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的として社会保障・税番号制度の導入を推進するため、その取得促進に努めています。

現在、個人番号は、氏名、住所、生年月日、性別等が記載された通知カードにより通知しなければならないこととなっています。

しかし、更なる取得促進を図るため、令和元年5月31日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の中で、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正され、個人番号の通知を通知カードによらずに行うものとされました。

そこで、通知カードを紛失したこと等により再交付するときの手数料については、各自治体が条例で定めているため、秦野市手数料条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の概要

通知カードの再交付手数料として、1枚につき500円と定めていますが、個人番号の通知を通知カードによらずに行うものとされたことに伴い、その再交付手数料を廃止するものです。

3 施行期日

公布の日

総行住第19号  
令和元年5月31日

各都道府県知事殿  
各指定都市市長殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正について（通知）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が、本日公布されました。

この法律により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）がそれぞれ改正されます。これらの改正は、住民票及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大、利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大、電子証明書及び個人番号カードの利用者への国外転出者の追加、通知カードの記載事項変更手続等の廃止等の措置を講じることとしたものです。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

## 第1 住民基本台帳法の一部改正

### 一 除票及び戸籍の附票の除票の保存

市町村長は、住民票若しくは戸籍の附票を消除したとき、又は住民票若しくは戸籍の附票を改製したときは、その消除した住民票若しくは戸籍の附票又は改製前の住民票若しくは戸籍の附票を保存するとともに、それらに記載されている事項の適

切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。 (第15条の2、第21条及び第36条の2関係)

## 二 戸籍の附票の記載事項

戸籍の附票の記載事項として、出生の年月日、男女の別及び住民票コードを追加するものとする。 (第17条関係)

## 三 附票本人確認情報の処理及び利用等

1 市町村長は、附票本人確認情報 (戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コード並びにこれらの変更情報をいう。以下同じ。) を都道府県知事に通知することとし、都道府県知事は、当該附票本人確認情報を保存するとともに、地方公共団体情報システム機構 (以下「機構」という。) に通知するものとする。 (第30条の41～第30条の43関係)

2 機構は、国の機関等から国外転出者 (国外に転出する旨の住民基本台帳法第24条の規定による届出 (以下「国外転出届」という。) をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。) に係る事務の処理に関し求めがあったとき等は、附票本人確認情報を提供等するものとする。 (第30条の44～第30条の44の12関係)

## 四 本人確認情報の提供を受けることができる事務の追加

酒税法第7条第1項の免許に関する事務であって総務省令で定めるもの等を、国の機関等が本人確認情報の提供を受けることができる事務とすること。 (別表第一～別表第五関係)

## 五 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第2 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正

### 一 国外転出者の電子証明書に関する事項

1 国外転出者は、戸籍の附票を備える市町村の市町村長を経由して、機構に対し、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行を申請することができるものとする。 (第3条の2及び第22条の2関係)

2 機構は、国外転出届をしてから転出の予定年月日までの間に署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行を受けた者に係る住民票について、当該国外転出届をしたことによる消除があったときは、署名利用者異動等失効情報又は利用者証明利用者異動等失効情報を記録しないものとする。 (第12条及び第31条関係)

### 二 特定利用者証明検証者に関する事項

1 利用者証明検証者は、総務大臣の認可を受けて、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であって総務省令で定めるものにより行うことができるものとする。 (第38条の2及び第38条の3関係)

2 機構及び1の認可を受けた者は、当該認可を受けた者であることを示す符号の

適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととする。 (第4条及び第51条関係)

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

一 個人番号の通知に関する事項

市町村長は、個人番号の通知を通知カードによらずに行うものとする。 (第7条関係)

二 国外転出者の個人番号カードに関する事項

1 市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている国外転出者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付するものとする。 (第17条第1項関係)

2 個人番号カードの交付を受けている者は、国外に転出をした後の当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を受けるため、国外転出届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならないものとする。 (第17条第2項関係)

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第4 施行期日等に関する事項

一 第1から第3までの規定は、次に掲げる日から施行するものとする。

ア 第1の四に関する規定の一部 公布の日 (令和元年5月31日)

イ 第1の一に関する規定 公布の日から起算して20日を経過した日 (令和元年6月20日)

ウ 第1の四に関する規定の一部 交付の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日

エ 第2の二及び第3の一に関する規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

オ 第1の二に関する規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

カ 第1の三、第2の一及び第3の二に関する規定 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第5 その他

一 除票及び戸籍の附票の除票の保存期間は、第1の一に関する規定の施行 (公布の日から起算して20日を経過した日 (令和元年6月20日)) に併せて、住民基本台帳法施行令を改正し、現行の5年間から150年間に延長することを予定してお

ります。

必要に応じて、住民記録システムの設定変更等に遺漏なきようお願いいたします。

また、除票及び戸籍の附票の除票の適切な保存については、今般の改正の趣旨を踏まえ、施行の日までの間においても、格別の配慮をお願いいたします。

二 消除又は改製から5年を超えて保存している除票及び戸籍の附票の除票については、公布の日（令和元年5月31日）から3年を超えない範囲内において政令で定める日から、除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付に関する住民基本台帳法第15条の4及び第21条の3が適用されます。

必要に応じて、当該日までに住民記録システムの改修等に遺漏なきようお願いいたします。

なお、これは、当該日までの間、消除又は改製から5年を超えて保存している除票及び戸籍の附票の除票について、個人情報保護条例に基づく等により個人情報保護に配慮した上で、各市町村の判断において、除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付を行うことを妨げるものではありません。

事務連絡  
令和2年2月26日

各都道府県社会保障・税番号制度担当課  
各指定都市社会保障・税番号制度担当課 御中

総務省自治行政局住民制度課

### 通知カード廃止後のマイナンバーの通知の方法等（案）について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）の一部の施行に伴い、通知カードが廃止されることとなります。現在想定している通知カード廃止後のマイナンバーの通知の方法等について、職務上の参考としていただくため、下記のとおりお知らせいたします。

各都道府県におかれては、域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対してもこの旨周知願います。

### 記

#### 1 施行日

デジタル手続法の通知カード廃止に係る規定の施行の日（以下「施行日」という。）は令和2年5月25日頃を予定していること。

#### 2 施行日以後のマイナンバーの通知について

- (1) 施行日以後、マイナンバーの通知は個人番号通知書（マイナンバー、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行の日等が記載された書面）を送付する方法により行うこと。
- (2) 個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類として使用できないこと（マイナンバーを証明する書類が必要な場合、マイナンバーカードの提示又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の提出が必要になるこ

と)。

- (3) 氏名、住所等に変更が生じた際に個人番号通知書の記載の変更を行わないこと。
- (4) 個人番号通知書は紛失時の届出を求めないこと。
- (5) 個人番号通知書はマイナンバーカード交付時に返納を求めないこと。
- (6) 個人番号通知書の再交付は行わないこと。
- (7) 市町村長は、地方公共団体情報システム機構に対し、個人番号通知書に関する以下の事務を委任することができること。
  - ・ 個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送
  - ・ 個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理
  - ・ 個人番号通知書に係る住民からの問合せへの対応
- (8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）第 1 条第 2 項第 4 号の規定による照会回答書方式でのマイナンバーカード申請時又は交付時の本人確認の措置について、通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成 27 年総行住第 137 号）において、本人確認を行う際に通知カードの返納を受けた場合に限り、その場で交付申請が本人の意思に基づくものである旨を記載した文書の提出を求めることとして差し支えないこととされているところ、個人番号通知書の提示を受けた場合についても同様の規定を設けること。

### 3 施行日以後の通知カードの取扱いについて

- (1) 施行日以後、通知カードの交付及び再交付は行わないこと（施行日前に新たに個人番号を指定した場合や通知カードの再交付申請を受け付けた場合を除く）。
- (2) 施行日以後、氏名、住所等に変更が生じた際に通知カードの記載の変更を行わないこと。
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 7 条第 6 項等の規定について経過措置を設け、施行日以後も引き続き通知カードを紛失した旨を住所地市町村長に届け出なければならないこととすること。

- (4) 番号利用法第7条第7項等の規定について経過措置を設け、施行日以後も引き続きマイナンバーカードの交付を受けようとする場合等には通知カードを住所地市町村長に返納しなければならないこととすること。
- (5) 番号利用法第16条等の規定について経過措置を設け、施行日前に通知カードの交付を受けた者については、当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できることとすること。

#### 4 その他

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）の題名を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改めること。
- (2) 通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）の題名を「個人番号カード等に関する技術的基準」に改めること。

担当：総務省自治行政局住民制度課 小泉係長、及川官、尾崎官 電話：03-5253-5517（直通）
---

政策会議付議事案書 (令和2年4月21日)

提案課名 生涯学習課

報告者名 五味田直史

<p>事案名</p>	<p>秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>桜土手古墳展示館は、開館30周年を迎える本年11月に、「はだの」の歴史と文化を楽しく学び、市内各地域の個性と魅力を多くの市民そして市外に向けて発信するとともに、未来に記憶と記録を伝えることを目的に、桜土手古墳群及び考古専門の博物館から、本市の歴史全般を対象とした「(仮称) はだの歴史博物館」としてリニューアルオープンを予定しています。リニューアルに伴い、施設の名称及び設置目的を改めるとともに、字句の整理を行うため、秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成31年 2月 5日 政策会議において総合的な歴史博物館への移行が決定          令和 元年12月13日 秦野市文化財保護委員会に条例改正の説明及び意見聴取          令和 2年 1月21日 周辺事業所への説明          " 3月31日 堀山下自治会連合会長にリニューアルの説明</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正し、新たな施設の名称を「はだの歴史博物館」に改め、収集等を行う資料を「秦野市桜土手古墳群」から「秦野の歴史と文化」に拡充すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和2年 5月13日 教育委員会議にて「秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正することについて」を議案として提出          " 6月 4日 令和2年6月市議会第2回定例会に条例改正案を提出          " 7月 名称、展示内容の変更について、全国・県博物館協会、県内自治体、博物館等へ通知          " 8月頃～ リニューアル準備のための臨時閉館          " 11月 1日 リニューアルオープン (条例施行日)</p>	

秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正することについて

秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市立桜土手古墳展示館を総合的な歴史博物館へ移行することに伴い、施設の名称を改め、収集等を行う資料を「秦野市桜土手古墳群」から「秦野の歴史と文化」に拡充するとともに、字句の整理を行うものであります。

秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正する条例

秦野市立桜土手古墳展示館条例（平成2年秦野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

はだの歴史博物館条例

第1条中「秦野市立桜土手古墳展示館（以下「展示館」という。）」を「はだの歴史博物館（以下「博物館」という。）」に改める。

第2条第1項中「秦野市桜土手古墳群」を「秦野の歴史と文化」に、「市民等の利用に供し、あわせて当該資料」を「市民等が利用できるようにし、併せてその資料」に、「展示館」を「博物館」に改め、同条第2項中「展示館」を「博物館」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「展示館の入館」を「博物館への入館」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条第2号中「展示館」を「博物館」に改める。

第4条中「展示館」を「博物館」に改める。

第5条本文中「展示館」を「博物館」に、「及び」を「又は」に改める。

第6条中「施行に関し」を「施行について」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

（秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）

2 秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年秦野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号を次のように改める。

(12) はだの歴史博物館

議案第 号 秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>はだの歴史博物館条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定により<u>はだの歴史博物館（以下「博物館」という。）</u>の設置、管理等について必要な事項を定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>秦野の歴史と文化</u>に関する資料を収集し、保管し、及び展示して<u>市民等が利用できるようにし、併せてその資料</u>に関する調査研究を行うことにより市民等の教育、学術及び文化の発展に寄与するために<u>博物館</u>を設置する。</p> <p>2 <u>博物館</u>の位置は、次のとおりとする。 秦野市堀山下380番地の3</p> <p>(入館制限等)</p> <p>第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>博物館への入館</u>を拒否し、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>博物館</u>の施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認</p>	<p style="text-align: center;"><u>秦野市立桜土手古墳展示館条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定により<u>秦野市立桜土手古墳展示館（以下「展示館」という。）</u>の設置、管理等について必要な事項を定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>秦野市桜土手古墳群</u>に関する資料を収集し、保管し、及び展示して<u>市民等の利用に供し、あわせて当該資料</u>に関する調査研究を行うことにより市民等の教育、学術及び文化の発展に寄与するために<u>展示館</u>を設置する。</p> <p>2 <u>展示館</u>の位置は、次のとおりとする。 秦野市堀山下380番地の3</p> <p>(入館制限等)</p> <p>第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>展示館の入館</u>を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>展示館</u>の施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認</p>

めるとき。

(3) (略)

(入館料)

第4条 **博物館**の入館料は、無料とする。

(損害賠償等)

第5条 入館者は、その責に帰すべき理由により**博物館**の施設、設備又は資料を損傷したときは、教育長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

2 秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年秦野市条例第33号）の一

めるとき。

(3) (略)

(入館料)

第4条 **展示館**の入館料は、無料とする。

(損害賠償等)

第5条 入館者は、その責に帰すべき理由により**展示館**の施設、設備及び資料を損傷したときは、教育長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

部を次のように改正する。

第2条第12号を次のように改める。

(12) はだの歴史博物館

## 桜土手古墳展示館の総合的歴史博物館への移行に向けた 展示構想及び施設の利用・改修について

### 1 展示構想について

#### (1) 展示テーマ

「はだの」の歴史と文化

#### (2) 目的

桜土手古墳展示館の「文化財及び歴史に関する興味と理解を深め、郷土の文化財を未来に継承し、地域文化の発展に寄与する」という趣旨を引き継いだうえで、「はだの」の歴史と文化を楽しく学び、市内各地域の個性と魅力を多くの市民そして市外に向けて発信するとともに、未来に記憶と記録を伝えることを目的とします。

#### (3) 運営の理念

ア 地域文化を未来へ継承すること。

「はだの」の歴史と文化に関する資料について収集・保管・調査研究を行い、展示等の普及活動を通して未来へ継承することを目指します。

イ だれもが学べる生涯学習の拠点であること。

だれもが楽しく学ぶことができ、「はだの」の歴史と文化の遺産を再発見・新発見できる生涯学習の拠点としての博物館を目指します。

ウ 地域住民が参加し、市民文化の向上を図ること。

地域住民が主体的に博物館活動に参加し、様々な活動を通して人生を豊かにするとともに、自らが地域の歴史と文化を語り継ぎ、発信することを目指します。

### 2 施設の利用について

#### (1) 主展示スペース

ア 桜土手古墳群と古代人の祈り

(ア) 桜土手古墳群及び秦野市内の古墳・横穴墓から出土の遺物

(イ) 古墳時代の集落出土遺物

(ウ) デジタル資料の閲覧

(エ) 土器等の触る展示

イ 奈良・平安時代から江戸時代の「はだの」

(ア) 古代や波多野一族の紹介、江戸時代の絵図や文書

ウ 葉タバコ耕作と秦野

(ア) 葉タバコ耕作の紹介

エ 秦野の近代化と発展

(ア) 曾屋水道の陶管、文書

(イ) デジタル資料の閲覧

オ 映像コーナー

(ア) 桜土手古墳群の発掘から古墳公園等における保存までの歩み

(イ) 指定無形民俗文化財等の紹介等

カ 映像・写真で知る秦野の歴史・文化

(ア) 市内の指定及び国登録文化財の紹介

(イ) 地図や写真からみる街並みの変化の紹介等

(2) 第1企画展示室（講演会室）

映像室を改修する第1企画展示室（講演会室）については、企画展示をするほか、ミュージアムさくら塾等の講演会室として活用します。

(3) 常設展示室（第2企画展示室）

映像機械室を改修する常設展示室（第2企画展示室）については、通常は考古資料及び秦野市の歴史をテーマとした通史の展示をするほか、必要に応じて企画展示室として柔軟に使用します。

(4) 屋外展示（桜土手古墳公園）

復元古墳の解説パネルの更新を行います。

### 3 施設の一部改修について

上記の展示計画に基づいた施設利用をするため、次のとおり一部改修等を行います。

(1) 地下ミュージアムプロムナードを収蔵庫に改修

地下のミュージアムプロムナードは、バリアフリー化と来館者の誘導が難しいため、収蔵庫に転用し、1階にある保管棚及び文化財資料の一部を移設保管します。

(2) 映像コーナーの設置

主展示スペースの奥を映像コーナーとして使用します。

(3) 映像機械室を常設・企画展示室に改修

映像機械室を展示室に改装するため、保管している文化財資料及び保管棚については、すべてミュージアムプロムナードへ移設した後に、展示ケース、展示パネルを設置します。

(4) 1階主展示スペースの改修

桜土手古墳群の資料を展示している円形展示台及び三角ジオラマは撤去し、柔軟な展示構成に対応するため、主展示スペースに移動式展示パネル及び展示台を設置します。

総合的歴史博物館への移行に向けた施設の利用計画



\* 1階主展示スペースの改修については、柔軟な展示構成に対応するため、  
移設が可能なパネルや展示台を設置します。

政策会議付議事案書 (令和2年4月21日)

提案課名 観光振興課

報告者名 磯崎 篤

<p>事案名</p>	<p>「(仮称)ヤビツレストハウス」の運営方法等について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>交流人口の増加と市内消費を生み出し、地域所得の向上及び観光振興を図るとともに、アウトドア活動やグリーンツーリズムが盛んな地域イメージを確立することを目的に、平成30年度から地方創生推進交付金を活用し、観光拠点施設「(仮称)ヤビツレストハウス」の整備に向けて、秦野市ヤビツ峠周辺活性化協議会を設置し、事業内容や運営方法について検討を進めてきました。</p> <p>当施設については、令和3年3月にオープンする予定であることから、運営や運営事業者の選定方法を決定するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成29年度 「(仮称)ヤビツ山荘の再築と取組について」政策決定。 (平成30年1月11日)</p> <p>平成30年度 秦野市ヤビツ峠周辺活性化協議会(3回開催)において、事業計画及び観光拠点施設の方向性について検討。</p> <p>令和元年度 令和2年度工事発注のための実施設計(業務委託)を実施。 秦野市ヤビツ峠周辺活性化協議会(2回開催)において、事業内容、運営方法及び観光拠点施設の機能について検討。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>「(仮称)ヤビツレストハウス」の運営に向けて、次の2点を決定するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 運営方式については、建物賃貸借契約とすること。</li> <li>2 運営事業者選定方法については、公募型プロポーザル方式とすること。</li> </ol>	

今 後 の 取 扱 い	令和2年5月	部長会議に報告
		議員連絡会に報告
		令和2年度第1回秦野市ヤビツ峠周辺活性化協議会 (施設の運営事業者の選定・運営方法、広報宣伝等について協議)
	〃 6月	入札方式による工事着工
		8月 公募型プロポーザル方式による運営事業者の募集開始
	〃 11月	運営事業者決定
	令和3年1月	整備工事完成
	〃 3月	オープン、竣工式

## (仮称) ヤビツレストハウスの整備内容について

- 1 主要用途  
飲食店
- 2 構造  
木造
- 3 整備地番  
秦野市寺山字鷹採1724, 1726, 1728-1, 葦毛1142
- 4 敷地面積  
984.73㎡ (容積率100%、建ぺい率50%)
- 5 建築面積  
63.40㎡ (建築物を真上から見た面積)
- 6 延べ面積  
59.29㎡ (床面積の合計)  
※ 厨房7.29㎡、オープンスペース42.82㎡
- 7 施設の特徴
  - (1) 屋根：フッ素ガルバリウム鋼板
  - (2) 外壁：木目調窯業系サイディング※  
※ 10年ほどで塗装が必要。木材は3年ほどで塗装が必要であるため、維持管理を考慮して採用した。秦野産材は建物内のオープンスペースの腰壁で使用する(高さ1.1m)。
  - (3) 天候急変時などの避難小屋としても活用できるように、厨房や物販スペースとオープンスペースを区画できるように、施設内にシャッターを設置している。



【木目調窯業系サイディングイメージ】

- 8 歳出予算
  - (1) 総額  
86,305,000円
  - (2) 内訳
    - ア 報償費(委員・イベントゲスト謝礼)  
811,000円

- イ 消耗品費  
1,000,000円
- ウ 役務費（SNS発信・神奈中バス車内広告）  
2,980,000円
- エ 委託料（広告物制作、イベント実施）  
3,700,000円
- オ 工事請負費  
75,814,000円
- カ 備品購入費（調理器具等）  
2,000,000円

9 歳入予算

(1) 総額

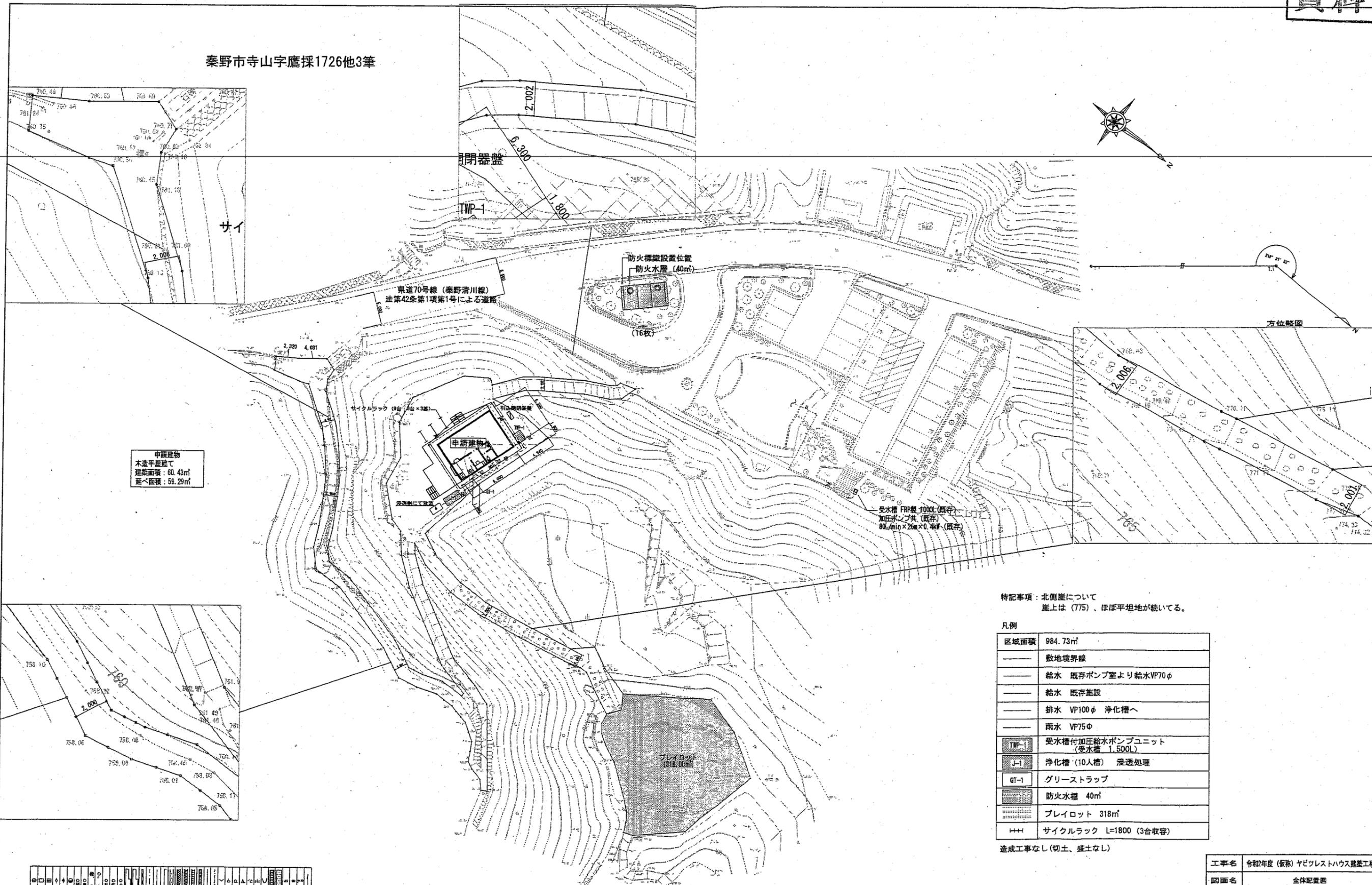
86,305,000円

(2) 内訳

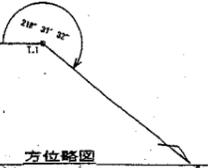
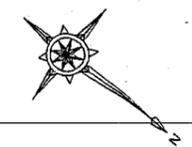
- ア 地方創生推進交付金（交付率1／2）  
43,152,000円
- イ ヤビツ峠周辺観光振興事業費補助金  
6,162,000円
- ウ ふるさと基金繰入金  
15,415,000円
- エ 東財産区繰入金  
21,576,000円
- ※ 一般財源の持ち出しはなし。



秦野市寺山字鷹採1726他3筆



申請建物  
木造平屋建て  
建築面積：60.43㎡  
延べ面積：59.29㎡



特記事項：北側崖について  
崖上は (775)、ほぼ平坦地が続いている。

凡例

区域面積	984.73㎡
敷地境界線	——
給水 既存ポンプ室より給水VP70φ	——
給水 既存施設	——
排水 VP100φ 浄化槽へ	——
雨水 VP75φ	——
TWP-1	受水槽付加圧給水ポンプユニット (受水槽 1,500L)
J-1	浄化槽 (10人槽) 浸透処理
GT-1	グリーストラップ
防火水層 40㎡	■
プレイロット 318㎡	■
サイクルラック L=1800 (3台収容)	——

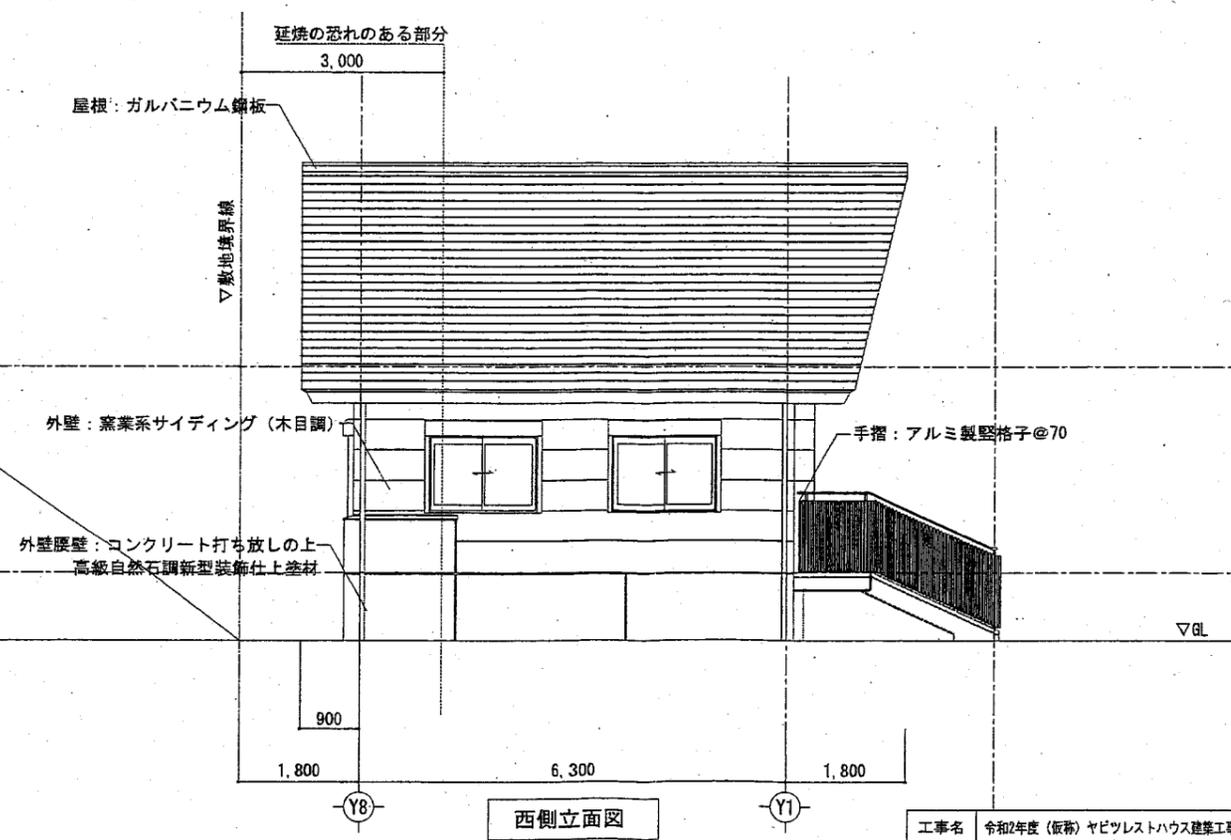
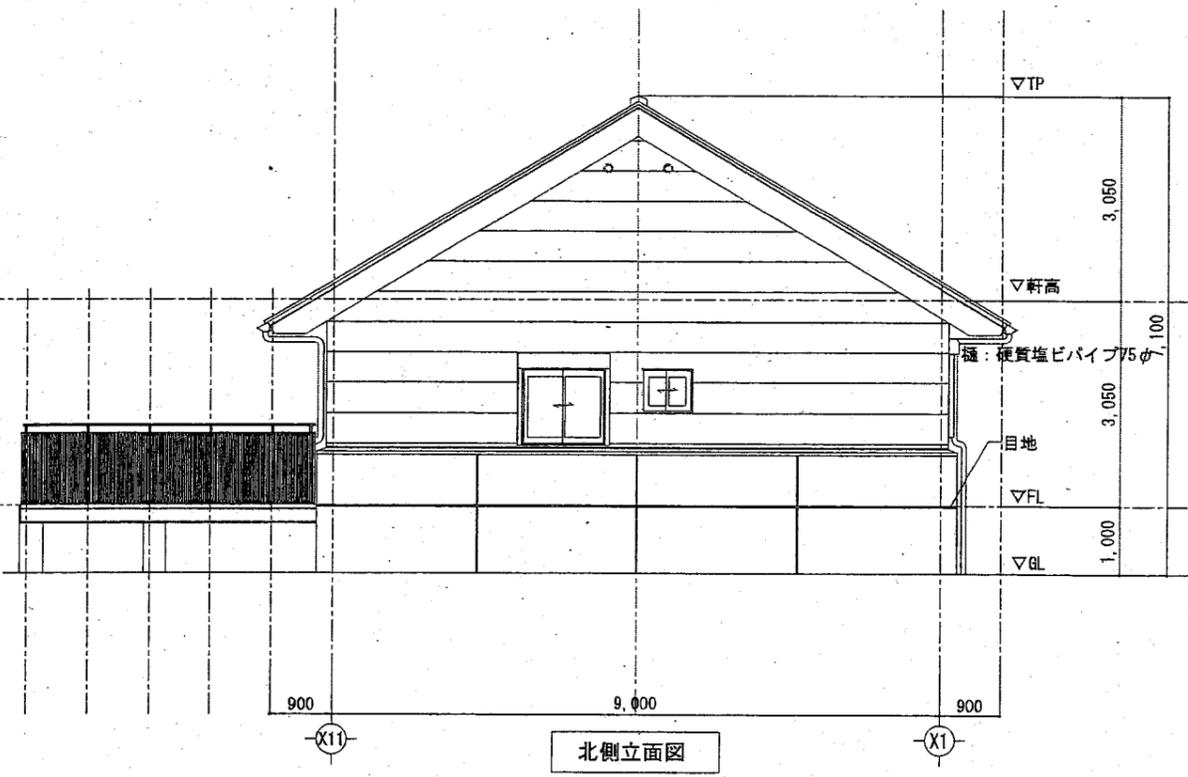
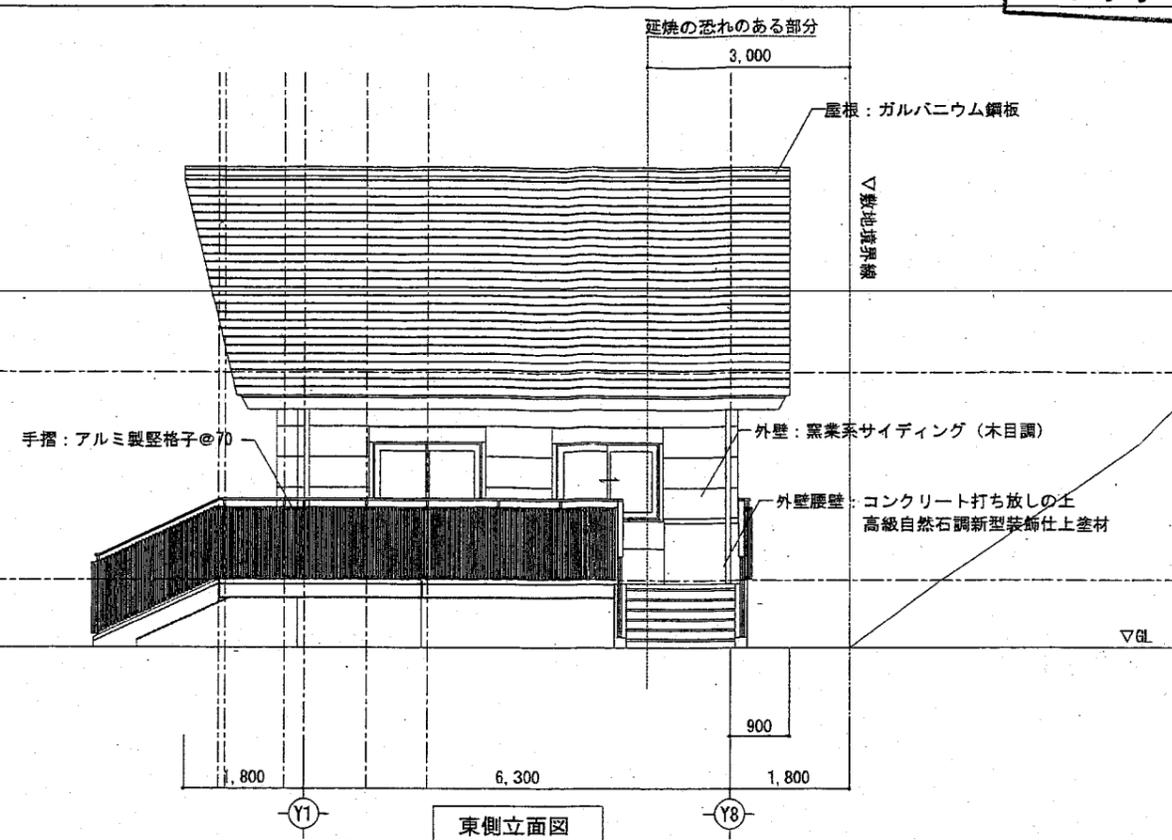
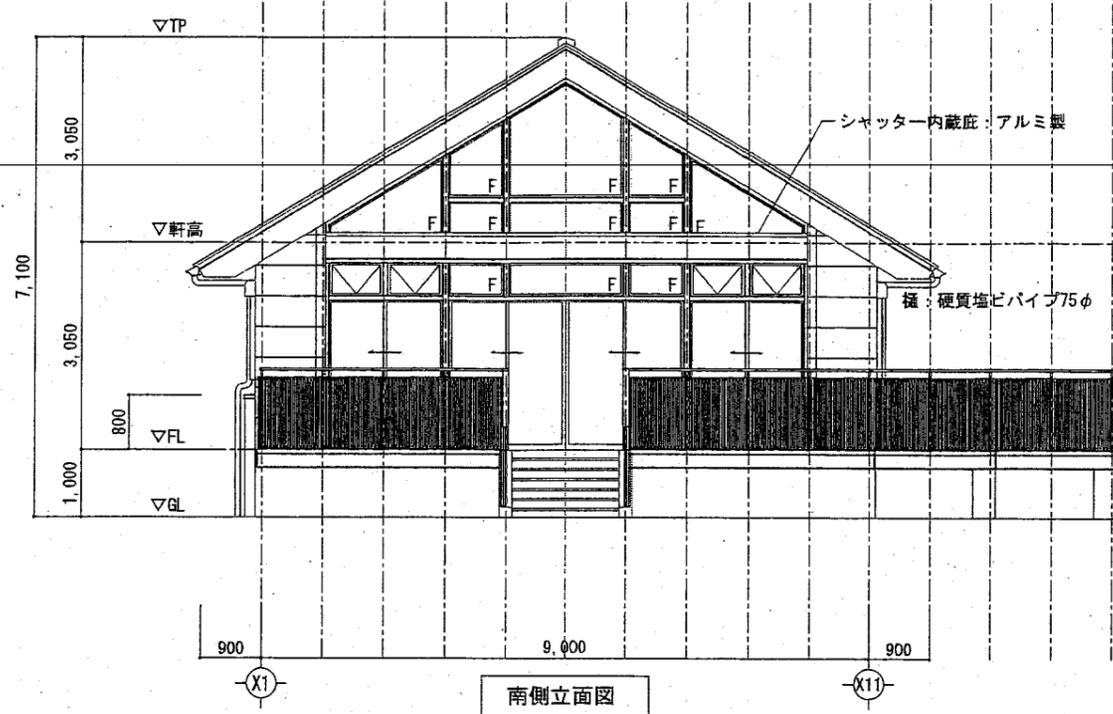
造成工事なし(切土、盛土なし)

凡例

■	申請建物
■	防火水層
■	プレイロット
——	給水管
——	排水管
——	雨水管
——	電気配線
——	ガス配線
——	水道配線
——	道路境界線
——	地籍境界線
——	等高線
——	崖線
——	サイクリング道
——	河川
——	水路
——	溝
——	擁壁
——	土留
——	基礎
——	柱
——	梁
——	屋根
——	外壁
——	内装
——	床
——	天井
——	階段
——	エレベーター
——	エレベーターホール
——	エレベーターシャフト
——	エレベーター機械室
——	エレベーター配管
——	エレベーター安全装置
——	エレベーター停止装置
——	エレベーター制御盤
——	エレベーター電源
——	エレベーター照明
——	エレベーター換気
——	エレベーター排水
——	エレベーター清掃
——	エレベーター点検
——	エレベーター修理
——	エレベーター部品
——	エレベーター材料
——	エレベーター工具
——	エレベーター資材
——	エレベーター設備
——	エレベーター工事
——	エレベーター管理
——	エレベーター運用
——	エレベーター安全
——	エレベーター衛生
——	エレベーター環境
——	エレベーター社会
——	エレベーター文化
——	エレベーター芸術
——	エレベーター科学
——	エレベーター技術
——	エレベーター産業
——	エレベーター経済
——	エレベーター政治
——	エレベーター法律
——	エレベーター倫理
——	エレベーター道徳
——	エレベーター精神
——	エレベーター信仰
——	エレベーター宗教
——	エレベーター哲学
——	エレベーター美学
——	エレベーター文学
——	エレベーター音楽
——	エレベーター美術
——	エレベーター演劇
——	エレベーター映画
——	エレベーターテレビ
——	エレベーターラジオ
——	エレベーターインターネット
——	エレベーター携帯電話
——	エレベーターデジタル
——	エレベーター情報
——	エレベーター通信
——	エレベーター放送
——	エレベーター出版
——	エレベーター印刷
——	エレベーター複製
——	エレベーター保存
——	エレベーター展示
——	エレベーター販売
——	エレベーター流通
——	エレベーター消費
——	エレベーター投資
——	エレベーター金融
——	エレベーター保険
——	エレベーター税関
——	エレベーター検閲
——	エレベーター検定
——	エレベーター検査
——	エレベーター検閲
——	エレベーター検定
——	エレベーター検査
——	エレベーター検閲
——	エレベーター検定
——	エレベーター検査

工事名	令和2年度(仮称)ヤビツレストハウス建築工事
図面名	全体配置図
年月日	令和2年 3月
尺度	A1 1:250 A3 1:500
図面番号	A-11
会社名	セントラルコンサルタント株式会社
事務所名	神奈川県秦野市

一級建築士事務所東京都知事登録 第7583号  
セントラルコンサルタント株式会社  
一級建築士大臣登録 第239108号 小野寺 敬



工事名	令和2年度(仮称)ヤビツレストハウス建築工事		
図面名	立面図		
作成年月日	令和2年 3月		
縮尺	A1 1:50	図面番号	A-20
	A3 1:100		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事業者名	神奈川県秦野市		



## (仮称) ヤビツレストハウスの運営方法等について

**1 運営者選定方法**

公募型プロポーザル方式（令和2年11月実施）

- ※ 運営事業者は、アウトドア関連企業、山小屋経営者や地元活動団体など、登山・サイクリングに精通している者を想定。
- ※ プロポーザルにおいては、ヤビツ峠への来訪者に合ったサービスに関する提案や地域と一体となった観光・産業振興への貢献に関する提案を重視。

**2 運営方法**

建物賃貸借契約※（月45,000円程度を想定）

- ※ 賃貸料については、公共施設再配置計画を考慮し、市が行うべき日常的な維持管理コストや、中長期的な維持管理コストを見込み、持ち出しがないよう設定するもの。

建設費の回収については、地方創生推進交付金や東財産区議会からの寄付金（繰出金）、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金などを活用し、一般財源の持ち出しがないことから、賃貸料に反映させていない。

**3 オープン時期**

令和3年3月

**4 表丹沢魅力づくり構想における位置付け**

～表丹沢の東側の新たな拠点施設～

**5 主なコンセプト**

～サイクリストや登山者などの活動を支援する拠点～

**6 運営内容**

- (1) 軽食等の提供
- (2) ヤビツ限定アウトドアグッズ等の販売
- (3) 体験プログラムの受付場所（森林セラピー体験、登山ツアー等）

**7 ターゲット別の主な活用方法**

- (1) サイクリスト
  - ・ヒルクライムのゴール地点としての休憩場所（軽食等の販売）
  - ・サイクリストの「ヤビツルール」発信（商品やチラシ等）
  - ・メンテナンスキットの貸し出しや販売
- (2) 登山者
  - ・登山の集合、解散場所のほか、登山中の休憩場所
  - ・ヤビツ峠限定Tシャツの販売
  - ・ヤマビル対策設備の設置（エアーコンプレッサー等、衣服や靴に付いたヤマビルを落とせる設備を検討中）

(3) 観光客や地域住民

- ・ イベントや観光情報発信（表丹沢などのほか、近隣市町村も想定）
- ・ プチセラピー体験（ハンモックやヨガマットの貸し出しなど）

## 運営方式の検討について

資料3

運営方式	概要	メリット	デメリット	事業者選定方法
賃貸借	普通財産として地方自治法第238条の5により事業者に建物を貸し付け、事業者が施設を運営する賃貸借契約を締結する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 民間事業者のノウハウを活かした柔軟な運営が期待できる。</li> <li>② 維持管理は施設管理者が行うため大きな修繕以外の経費及び事務負担がない。</li> <li>③ 運営者について、指定管理において選定できる「法人その他の団体」のほか個人を選定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運営者の自由度が高いことがメリットである一方で、市の意向やこれまでの協議内容が100%反映できない可能性がある。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">公募型 プロポーザル方式</p>
指定管理	地方自治法第244条に規定する「公の施設」として、同法第244条の2第3項により、「指定管理者」に施設の管理運営を行わせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市が希望する運営内容に加え、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な運営が期待できる。</li> <li>② 維持管理は施設管理者が行うため大きな修繕以外の経費及び事務負担がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 条例を制定するため、運営の柔軟性が一部制限される。</li> <li>② 運営者は、地方自治法により、「法人その他の団体」と定められている。</li> </ul>	
運営委託	地方自治法第244条に規定する「公の施設」として、委託料を支払い、施設の運営について委託するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市の意向やこれまでの協議内容を反映させた運営ができる。</li> <li>② 運営者について、指定管理において選定できる「法人その他の団体」のほか個人を選定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運営内容の柔軟性が低いいため運営者が見つかりづらい可能性がある。</li> <li>② 市からの委託料が入ることで、運営者の経営努力が損なわれる可能性がある。</li> <li>③ 売上を歳入としたいが、予測が立てづらい。</li> <li>④ 委託料・維持管理コストなど支出が多く、歳入額によっては、公共施設再配置計画の対象となる可能性がある。</li> </ul>	

政策会議付議事案書（令和2年4月21日）

提案課名 教育総務課 保育こども園課

報告者名 守屋 紀子 小山田 範人

<p>事案名</p>	<p>「公立幼児教育・保育施設のあり方」に関する基本方針（案）を策定することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>少子化と多様化する保育ニーズの影響により、公立幼稚園の園児数が減少し続けている現状に加えて、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、3歳児からの幼児教育・保育施設の利用希望の増大が予測されるなど、保護者による公立、民間も含めた施設選択に大きな影響が生じることが見込まれます。</p> <p>そのような背景のもと、公立施設の配置の見直しを行い、財源や人材の縮充により、幼児教育・保育の充実を図り、持続可能な幼児教育・保育環境を整備するための基本方針を策定するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成31年1月 秦野市幼児教育のあり方に関する庁内検討委員会を設置（計12回開催）</p> <p>令和元年8月 総合教育会議において協議</p> <p>〃 9月 秦野市幼児教育のあり方検討懇話会を設置 （学識経験者や民間園関係者、保護者により構成・計3回開催）</p> <p>〃 10・11月 これからの秦野の幼児教育のあり方を検討するための保護者アンケートを実施</p> <p>〃 11月 総合教育会議において協議</p> <p>令和2年1月 定例教育委員会会議において基本方針（案）を協議</p> <p>〃 3月 定例教育委員会会議において基本方針（案）を議決</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>「公立幼児教育・保育施設のあり方」に関する基本方針を次のとおり定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内全ての幼児が質の高い教育・保育を受けることができるよう教育・保育の質の向上を図ります。</li> <li>2 市内の全ての子どもが希望する教育・保育を受けられるよう、民間との連携・協力も含め、適切な体制整備に努めます。</li> <li>3 幼児教育・保育施設が持つ地域での役割を踏まえ、家庭・地域との連携・協働のもと子育て支援策の充実を図ります。</li> </ol>	

今後の取扱い	令和2年8月 「公立幼児教育・保育施設の運営・配置計画（仮称）案（以下「計画（案）」という。）」を定例教育委員会会議に議案として提出
	〃 計画（案）について部長会議で報告
	〃 計画（案）について議員連絡会で報告、議員意見聴取（8月24日～9月30日を予定）
	〃 計画（案）についてパブリックコメントを実施（8月24日～9月23日を予定）
	〃 11月 定例教育委員会会議に計画（案）を議案として提出
	〃 「公立幼児教育・保育施設の運営・配置計画（仮称）」策定

# 「公立幼児教育・保育施設のあり方」 に関する基本方針（案）

本市の幼児教育は、大正2年に私立秦野幼稚園（現在の本町幼稚園）が開園されて以来、公立園と私立園が共に幼児教育の充実・発展に取り組んできたという長い歴史があります。

しかし、近年は、少子化と多様化する保護者ニーズの影響から、公立幼稚園の園児数は減少し続けています。また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳児からの幼児教育・保育施設の利用希望が、今後さらに増大することが見込まれています。

このような中で、幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、幼児教育の重要性を鑑み、民間との連携・協力のもと、市内全ての子どもを対象として、持続可能な幼児教育・保育環境を整備するため、公立の幼児教育・保育施設のあり方に関する基本方針を定めます。

## 「公立幼児教育・保育施設のあり方」に関する基本方針（案）

1 市内全ての幼児が質の高い教育・保育を受けることができるよう教育・保育の質の向上を図ります。

ア 集団性の確保や地域との交流等により、多様な経験による学びの機会を提供します。

イ 子どもの学びや育ちの連続性を意識しながら、公私や園種の枠を超えた新たな展開による園小中一貫教育を推進します。

2 市内の全ての子どもが希望する教育・保育を受けられるよう、民間との連携・協力も含め、適切な体制整備に努めます。

ア 市内における教育・保育の需給バランスを考慮し、公立園の施設統合や多様な設置主体によるこども園化など、地域の実情を踏まえた施設配置の見直しを進めます。

イ 配置の見直しに当たっては、国の制度等を活用し、財政負担に配慮しつつ、機能の縮充を図るとともに、園小中一貫教育の推進の観点も踏まえた適正配置に努めます。

3 幼児教育・保育施設が持つ地域での役割を踏まえ、家庭・地域との連携・協働のもと子育て支援策の充実を図ります。

ア 地域の子育て支援施設として、未就園児交流等を通して、家庭生活から集団生活への滑らかな接続を目指すとともに、公立園が今まで培ってきた地域とのつながりを大切に、子どもたちの育ちを支援します。